

事務事業名	6913 情報公開事業													
担当組織	総務部				庶務課				担当	市政情報・文書担当				
組織コード	R2	07	02	00	会計・款・項・目・大事業・中事業	R2	01	02	01	02	03	01	記入日	令和 2年 6月15日
	R1	07	02	00		R1	01	02	01	02	03	01		

1. 事務事業の概要

総合振興計画上の位置づけ													実施計画候補
基本目標	07	人が集い心ふれあうまち										● 対象 ○ 対象外	
分野	03	市政情報の提供											
施策	75	情報の公開・個人情報の保護											
事業期間	平成11年度～令和2年度												
根拠法令 通達等	戸田市情報公開条例、戸田市個人情報保護条例、戸田市市民パブリック・コメント制度要綱							関連計画 施政方針					
事業区分	<input type="radio"/> 法定受託事務 <input type="radio"/> 自治事務のうち義務的なもの <input checked="" type="radio"/> 自治事務のうち任意のもの												
対象	市民・職員												
事業目的	行政として「市民の知る権利」と「市の説明責任」を明らかにするとともに、市民に対し自己情報のコントロール権を保障することにより、開かれた市政への実現を目指し、民主的な行政運営を図ることを目的とする。												
事業内容	両制度の総合窓口（情報公開コーナー）として、請求の受付の際、該当の情報を特定するとともに、両制度の普及指導も行う。また、制度の適切な運営を図るための審議会、審査請求に係る諮問を審査する審査会の運営を行う。市の説明責任を全うすることの一環としてパブリック・コメント制度を有効に活用する。												
実施主体	<input checked="" type="checkbox"/> 市による単独直営 <input type="checkbox"/> 委託 (<input type="checkbox"/> 3セク・財団 <input type="checkbox"/> 企業 <input type="checkbox"/> 市民・NPO) <input type="checkbox"/> 協働・協力 ()												

2. 実施結果

事業の 予算・実績	事業内容	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		執行額(千円)	予算額(千円)	計画額(千円)	計画額(千円)	計画額(千円)
	事業内容	両制度の審議会、審査会の運営及び市政情報コーナー	両制度の審議会、審査会の運営及び市政情報コーナー	両制度の審議会、審査会の運営及び市政情報コーナー	両制度の審議会、審査会の運営及び市政情報コーナー	両制度の審議会、審査会の運営及び市政情報コーナー
	事業費	699	1,665	2,870	2,701	2,701
財源内訳	国庫支出金	0	0	0	0	0
	県支出金	0	0	0	0	0
	起債	0	0	0	0	0
	その他	0	1	1	1	1
	一般財源	699	1,664	2,869	2,700	2,700
	人件費	6,848	6,848	6,848	6,848	6,848
投入 人員	常勤職員	1人	1人	1人	1人	1人
	非常勤職員	0人	0人	0人	0人	0人
	事業費+人件費	7,547	8,513	9,718	9,549	9,549

目標達成状況	指標名	単位	説明・算定式	H30目標	R1目標	R2目標
				H30実績	R1実績	R2実績
活動①	情報公開・個人情報保護運営審議会・審査会開催回数	回		6	5	5
活動②	パブリック・コメント募集案件(1件当たり)へのアクセス件数	件	掲載ホームページへのアクセス件数	5	7	-
成果①	審議会での否決数	件	個人情報保護運営審議会等で否決された案件数	210	210	210
成果②	審査会での不当判断数	件	個人情報保護運営審議会等で否決された案件数	363	264	-
			個人情報保護運営審議会等で否決された案件数	0	0	0
			情報公開審査会等で不当と判断された件数	0	0	0
				0	1	-

目標達成状況の分析	<p>B: 活動・成果のいずれかを達成した。</p> <p><判断理由> 令和元年度は情報公開請求37件、自己情報開示請求27件に対し、審査請求がそれぞれ1件であった。このことは、公開決定が概ね正当であり請求者の請求意図が損なわれなかったこと、請求者に対し十分な説明がなされたこと等が要因といえる。また、審査請求に係る諮問を審査する審査会が開催され救済制度が機能したといえる。なお、個人情報保護に関するトラブル件数と審議会での否決数は0件であり、個人情報の適切な取扱いを裏付ける結果となっている。</p>
-----------	--

3. 評価結果

施策への貢献度	評価結果			施策の目標達成に向けて貢献しているか。
	29年度	30年度	1年度	A：施策の目標達成に大いに貢献している。
	A	A	A	<p><判断理由></p> <p>令和元年度は情報公開請求37件、自己情報開示請求27件に対し、審査請求がそれぞれ1件であった。このことは、公開決定が概ね正当であり請求者の請求意図を損なわず、十分な説明がなされたと思慮される。また、審議会で否決された案件はなく、個人情報の適切な取扱いが行われた結果といえる。</p>
経費水準	評価結果			事業費・人件費の水準は適正か。
	29年度	30年度	1年度	B：経費は適正な範囲である。
	B	B	B	<p><判断理由></p> <p>決算ベースの事業費で令和元年度は約167万円であり、両制度の円滑・適正な運営が図られていることから、適正であると考えらる。</p>
事業手法	評価結果			事業手法は適正か。
	29年度	30年度	1年度	B：事業手法は適正な内容である。
	B	B	B	<p><判断理由></p> <p>両制度の審査会及び審議会を統合し、より適正かつ円滑な制度運営を図っている。また、審議会においては継続案件の審議の簡略化及び新規案件の審議の重点化を図り、会議の効率的な運営ができた。今後も必要に応じて、審議の効率化を図り、より一層円滑で適切な制度の構築を進めていく。</p>
受益・負担の公平性	評価結果			受益の公平性と負担の適正化は図られているか。
	29年度	30年度	1年度	B：受益・負担は適正な範囲である。
	B	B	B	<p><判断理由></p> <p>情報公開請求及び自己情報開示請求に係る行政文書の写しの交付に当たっては、請求者に対し、コピー代として1枚10円を請求している。これは、両制度に係る他自治体における負担額や一般的な有料コピー料金と比較しても、妥当な料金設定といえる。</p>

4. 令和元年度中に実施した見直し内容

見直し内容	<p>情報公開制度及び個人情報保護制度の均衡を図り、より適正かつ円滑な制度運営を図るため、両制度における審査会と審議会をそれぞれ統合する条例改正を行った。</p> <p>また、実施機関の処分に係る救済制度である審査請求制度において、審査請求人の権利や、実施機関による審査請求案件のより慎重な審理、審査会による慎重で公正な審査を保障するため、情報公開・個人情報保護審査会への諮問期間及び諮問から答申までの期間を見直す条例改正を行った。</p>
見直しの効果	<p>情報公開制度及び個人情報保護制度の審査会と審議会を統合したことにより、両制度をより一層適正かつ円滑に運営することが可能となった。また、審査請求制度においては、審査請求人は実施機関の弁明書について整理し、弁明書に対する反論書を作成する十分な期間が得られ、実施機関は原処分についての妥当性を再検討する十分な期間を確保できるとともに、審査会にあっては実施機関への追加資料提出の求め、審査請求人からの意見聴取等の機会が充実することから慎重で公正な審査を保障する環境が整った。</p>

5. 今後の方針

事業の方向性	<input type="radio"/> 1 現状で継続 <input checked="" type="radio"/> 2 拡大して継続 <input type="radio"/> 3 縮小して継続 <input type="radio"/> 4 他事業と統合 <input type="radio"/> 5 休止 <input type="radio"/> 6 その他見直し <input type="radio"/> 令和3年度で終了 <input type="radio"/> 令和2年度で終了 <input type="radio"/> 令和元年度で終了
	<p><判断理由></p> <p>「市民の知る権利」及び「市の説明責任」を明らかにするとともに、市民に対し、自己情報のコントロール権を保障することは、開かれた市政の実現・民主的な行政運営に必要な不可欠である。</p> <p>一方、個人情報の保護においては、要配慮個人情報や特定個人情報等の規定により、厳格な取扱いが求められていることから、情報公開・個人情報保護制度の適切な運用・管理体制を構築し、両制度の円滑な運営を継続していく。</p>
今後の取組方針	<p>情報公開請求及び自己情報開示請求に適切に対応し、両制度を広く周知しながら、制度の適正な運営を行う。</p> <p>また、庁内の説明会、研修会等を通じて、職員の情報公開・個人情報保護に対する意識の向上及び情報公開・個人情報保護運営審議会に対する適切な諮問手続について、引き続き、周知啓発に努めていく。</p>